

独占禁止法における「競争」の意義

石 岡 克 俊*

抄 録 独占禁止法の目的は、「公正かつ自由な“競争”を促進する」ことである。したがって独占禁止法の理解において「競争」概念の把握は不可欠である。本稿では、競争法や事業法の「競争」について、知的財産法、商法及び会社法などにおける類似概念や隣接する概念との比較を通じて整理・検討を行い、法的「競争」の意義を原則として「取引」との関連で捉え、解すべきことを指摘する。

目 次

1. 「競争法」としての独占禁止法
2. 「競争」に対する人々のイメージ
3. 法的概念としての「競争」
4. 再び「競争」を意義づける

1. 「競争法」としての独占禁止法

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法57号）は、一般には「独占禁止法」とか「独禁法」といった省略されたかたちで呼ばれています。この呼び名が一見の分かりやすさを伴って普及してしまったことから、いまでは多くの人々がこの法律を読んで字のごとく「独占を禁止する法律」と信じこんでしまったように思います¹⁾。

確かに、「私的独占」も広義の「独占」として捉え、その中に含めてしまえば、こうした理解も間違いとはいいきれません²⁾。しかし、ここで強調しておきたいのは、この法律で禁止・制限される行為が「独占」にとどまらず、他にもたくさんあるということです。現に、この法律の第1条は、「私的独占」に加え「不当な取引制限」や「不公正な取引方法」の禁止を述べていますし、「事業支配力の過度の集中」を防止することも本法の関心対象です。

実は、上に掲げられた禁止・制限規定は、いずれも「公正かつ自由な競争を促進する」ために存在しています。しばしば「公正かつ自由な競争の促進」は、独占禁止法の固有の目的³⁾であるとされ、同法の規定はいずれも、まず一義的にこの目的を実現することに向けられているといってもいいでしょう。

目を少し外国に転じてみましょう。経済制度として資本主義あるいは市場経済体制を採用する国は、世界中に数多くあります。これらの国々の法制度を見てみると、呼び名こそ色々ですが、どの国も「公正かつ自由な競争を促進する」ことを目的とし、それを内容とする法律を持っています。独占禁止法の母法となった米国の反トラスト法⁴⁾然り、ドイツの競争制限防止法⁵⁾然り、これを参考に欧州共同市場の構築を目指して設けられたローマ条約⁶⁾もそうです。

わが国では、通称として「独占禁止法」が一般に定着することとなりましたが、各国に存在する「公正かつ自由な競争の促進」を目的とし、これを実現するための一群の法を、講学上、「競争法」（competition law）と呼んでいます。この呼び名にもあるように、「競争」は独占禁

* 慶應義塾大学産業研究所 准教授
Katsutoshi ISHIOKA

止法の理解において極めて重要な概念です⁷⁾。

では、独占禁止法にいう「競争」とはいかなる意味をもつ概念なのでしょう。ここでいう「競争」は、日常的に使っている競争の語とどう異なっているのでしょうか。本稿では「独占禁止法」の最も中心的な概念である「競争」の法的な意義について整理し、説明を加えていきたいと思えます。

2. 「競争」に対する人々のイメージ

英語の“competition”に「競争」という訳語を創作し割り当てたのは、福澤諭吉です。欧米の経済書にしばしば登場する「コンペション」という原語を「競争」と訳したわけです。

ところが、幕府の役人は、これに「争」の字を見つけます。「ドウもこれが穏やかでない」。役人の反応はこうでした。そして、このままでは上役にはとても見せられないと言うのです。福澤は、競争が商人の間で日常的に行われ、何も珍しいことではないことを説明するのですが、当の役人はそれでも埒があかない。そこで福澤は、「争いという字がおさしつかえならば、ほかに翻訳のいたしようもないから、まるでこれは削ぎましょう」と言って、競争の文字を真っ黒に消してしまいました。彼の自叙伝『福翁自伝』に綴られた有名なエピソードです⁸⁾。

「競争」に何か穏やかならぬものを見て取る心性は、いまでも人々の間にかなり根強く残っているように思われます。最近にわかに現れた「格差」論は、見方を変えれば競争の帰結に対する人々の懸念や危惧のように聞こえます。バブル崩壊後、財界人がこぞって「共生」という理念を唱え、これが競争に代わる価値として世間の耳目を集めたこともありました。いまでこそ「談合」は、競争にも納税者の利益にも反する行為であるとの理解が一般に定着しましたが、本来的に「談合」は「相談する」とか「話し合う」という意味を持っており、必ずしもマ

イナス・イメージを伴った言葉ではありませんでした⁹⁾。

戦後、「公正かつ自由な競争の促進」を目的とする独占禁止法が制定されてからも、時に「過当競争」を理由に政府・公権力による参入規制や需給調整がしばしば試みられ、時に経済のグローバル化や来るべき国際的競争への対処¹⁰⁾、あるいは国内企業の「国際競争力」強化の要請から政府により大型合併が主導されました¹¹⁾。

ある種の競争や「競争力」のために、独占禁止法の目的たる「公正かつ自由な競争」が制約される、こんな矛盾した状況が戦後幾度となく繰り返されてきました。

わが国において、なぜこうした議論が繰り返されてきたのでしょうか。まず思い当たるのは、人々の間に古くからある「競争」に対する嫌悪感です。ただ、これを言うには、その前に少し段階を踏んでおく必要があると思えます。なぜなら、「競争」という言葉が、これまで人々の好悪の判断が可能なまでに確定的な意味で用いられてきたとは到底言えないからです。「過当競争」や「競争力」、いずれも現在においてしばしば耳にする言葉です。これらと独占禁止法が掲げる「競争」とはどこがどう違うのでしょうか。

まず、「議論ノ本位ヲ定ル事」¹²⁾。ここから始める必要があります。

3. 法的概念としての「競争」

試みに「キョウソウ」という音を誰かに聞かせてみたしましょう。すると、多くの方はきっと「競走」か「競争」のどちらかを頭に浮かべるに違いありません。とくに前者の方が身近で意味も分かりやすい。競走は、同じ距離を走ってその速さを競い合うことです。他方、競争は、ある主体同士の競い合いには違いないけれども「走る」ことに限られません。たとえば「受験競争」。受験生は皆「合格」という同じ目

的に向かって優劣を競い合っています。

では、独占禁止法ないし競争法にいう「競争」とは一体何なのでしょう。わたしは、この「競争」には二つの意味が含まれていると考えています。一つは、特定の市場において複数の事業者が他を排して第三者との取引の機会を獲得するために相互に競い合うこと、あるいはその努力（「行為としての競争」）をいい、いま一つは、こうした売手と買手における競い合いの総合として市場で展開する競争それ自体（「状態としての競争」）をいいます。状態概念としての競争下においては、価格メカニズムが機能し、競争原理が作用することで、各経済主体はここで形成される市場価格によりその行動をコントロールされることとなります。この恣意性が排除された非人格的な価格形成こそが市場ひいては経済全体に秩序をもたらすと考えられているのです。このように、市場や競争には本来こうした秩序形成機能が備わっており、それが人々に予測可能性と自由とをもたらす、競争への信認を築いてきたといつてよいでしょう¹³⁾。

さて、少し話を戻しましょう。法における「競争」について、注目してもらいたいのは、まず、これが、「取引」をめぐって行われているということ、そして、次に売手と買手の存在が前提とされているということです。

「競争」が「取引」をめぐって行われることに対しては、わが国の独占禁止法に実定法上の根拠が存在します。競争が行われる場を一般に「市場」といいますが、独占禁止法上は、これを「一定の『取引』分野」と呼ぶことにしています。これを見れば「取引」との関連性は明白です。つまり、法が念頭に置いている「競争」とは、「取引分野」たる市場を場とし、かつ、商品やサービスの取引を目的として行われるものであるということです。

しかし、「競争」はしばしば多義的に用いられます。たとえば、研究開発や知的財産保護と

の関係で「技術の開発をめぐる競争」なるものが観念されることがあります¹⁴⁾。ここでの競争が、知的財産のライセンス取引をめぐって行われるものならば格別、研究開発の競争といえ、それは各企業がそれぞれ行う活発な技術開発投資の様を言うに過ぎず、取引とは全く無縁のものだと言わざるを得ません。事実、「技術開発競争」に言及している「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日）も、「研究開発活動自体に取引や市場を想定していないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる」と述べています。

また、電気通信の分野においてしばしば指摘される設備敷設をめぐる競争（「設備競争」・「設備ベースの競争」）もこれと同様に考えることができます。この分野では、電気通信サービスをめぐる競争と設備敷設をめぐる競争とが車の両輪に喩えられ、その双方を促進することがしばしば主張されます。これまでの整理を前提とすれば、電気通信サービスをめぐる競争は、確かに法律上の競争だといえますが、設備競争について言えば、その本質は投資競争です。この意味での競争の促進は、競争侵害行為を取り除くことによって実現するのではなく、知的財産権の保護と同様、何らかの経済的な利益ないしはインセンティブの付与によって具体化するものです。もちろん、政策論としてかかる競争を措定することは不可能ではありません。しかし、法的意味における「競争」とは明らかに次元の異なるものだといえるでしょう。

次に、いま一つの点、すなわち法的意味における「競争」が売手と買手の両方の存在を前提としていることについてです。独占禁止法にいう「競争」は、売手と買手のそれぞれにおける競合の組み合わせによって形成される市場全体

の秩序それ自体をとらえたものだといえます。したがって、売手同士あるいは買手同士の競合は、それだけでは「競争」と言えません。むしろ、これは「競合する営業／事業」という意味で「競業」といった方が適切なのかもしれません。商法（明治32年法48号）や会社法（平成17年法86号）では、営業／事業譲渡後に譲渡人の「競業禁止」が問題となるほか、支配人や取締役の「競業禁止義務」に関する規定が存在しています。また、不正競争防止法（平成5年法47号）において列挙される「不正競争」行為も、しばしば「不正競業」として検討の対象となります¹⁵⁾。いずれも競合する営業／事業者（間）の私的利害の調整を必要とする行為です。独占禁止法においても、売手と買手のうちいずれか一方に着目し、それが持つ競業関係の範囲を「一定の事業分野」と呼び、「一定の取引分野」とは明確に区別しているところです。

ところで、独占禁止法2条4項には、形だけの「競争」の定義規定が存在します。これによると、「競争」とは「2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう」とし、同法における「競争」には、いわゆる顕在的競争と潜在的競争の両方が含まれることが明らかにされています。また、「同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること」（1号）及び「同一の供給者から同種の又は類似の商品又は役務の供給を受けること」（2号）が指摘され、上と同様、この「競争」にいわゆる売手競争と買手競争とが含まれることが示唆されています。しかし、この規定のどの部分を読んでも「競争」自体の説明を見出すことはできません。この規定に対する一般的な理解はこれが「競争」を定義してはならず、単に「競争関係」の有無について述べているというものです。先に「形だけの」と述

べたのはこうした理由からです。ただ、ここでいう「競争関係」が、売手ないし買手のいずれか一方にのみ着目しているという点では、先の競業関係と同様に解することも可能かもしれません。ただし、その範囲については法2条4項の方が競業よりもやや広いということは文理上明らかだと思われま

4. 再び「競争」を意義づける

「競争」について人々の間に残る懸念や嫌悪感の原因の一つは、「競争」という言葉自体の意味が不必要に広げられてしまったことにあると考えられます。戦後以来、現在に至るまで「過当競争」の抑止あるいは「競争力」の強化のために「公正かつ自由な競争」が制約される、そんな矛盾した状況を何度も目にしてきました。

では、「公正かつ自由な競争の促進」を制約する根拠となった「過当競争」あるいは「競争力」とは一体何なのでしょう。いうまでもなく、「過当競争」とは「競争」が「行き過ぎた」状況で、多くの場合、需要が限られている中で、投資や参入が過剰になされたために生じた供給過多です。もちろん、価格メカニズムが機能しているならば、非効率な事業者の退出によって中長期的には供給が需要に見合うような水準になります。しかし、短期的な需給のギャップを取り除くには、投資や参入の抑制による他ありません。いくつかの事業法では「不当な競争」が惹起した場合における参入制限が認められています¹⁶⁾。また、独占禁止法においても、かつては不況等に対応するため、公正取引委員会の認可を条件に設備廃棄などの生産制限カルテル等が認められていました（旧法24条の3及び24条の4）¹⁷⁾。確かにこれらの対象はいずれも法的な「競争」ではなく、投資競争の範疇に入るものかもしれません。ただ、現実の問題に対応するため、法的な「競争」に対する影響を前提に一定の法的根拠を伴いながら政策的介入が行

われてきたものということができます。

では、「競争力」についてはどうか。「競争力」という言葉は、一国について述べる場合と一企業についての場合の二つがあり得ます。当然、ここでは後者を指すわけですが、いずれの場合においても「生産性」と理解した方が事の本質がより明確になります。ある企業が国内外の競争にさらされながらもこれに打ち勝つ要素こそが、企業の「競争力」であり、その内実は企業の「効率性」であり「生産性」だからです。もちろん、一企業の「効率性」・「生産性」を高める手段として「公正かつ自由な競争の促進」を採るか、それともそれを否定するかはその時々の方針ないし価値判断に依存します。しかしながら、「競争力」の本質が、その呼び名とは別のところにあることは注意しておく必要があるでしょう。

ここ20年余り、民営化や規制緩和など「公正かつ自由な競争の促進」に親和的な政策が展開されてきました。しかし、ここにきて政策の振り子は大きく逆に振れようとしています。競争に対する人々の信頼が著しく揺らいでいます。行き過ぎた「市場主義」や競争の歪みが現実化し、それが人々の不安を煽っています。しかし、このことゆえに競争を否定する主張に与することはできません。「競争」の否定により生み出されるもの、それは「独占」です。「競争」の意義を踏まえ、その対極に在るものに思いを致さないまま、これに対する嫌悪感を露にし、その否定を安易に口にするには慎まなければなりません。

19世紀末、世界に先駆け独占禁止法を制定した米国では「独占は自由の敵」との認識が広く共有されていました。「競争」は人々の自由という普遍的な価値と結びついていたのです。もし、いま「競争」によって自由を享受できない状況にあるのなら、自由を起点に「競争」の在り方を構想し直すこと、そして「競争」を遅し

く再生させることこそ、わたしたちに課された課題といえるのです。

注 記

- 1) 古い教科書には、正式名称に忠実に『私的独占禁止法』とするものも見受けられましたが、現在、こうした名前を冠するものはないようです。
- 2) 「独占」はしばしば状態概念として用いられるようですが、独占禁止法において禁止されるのは、「私的独占」という行為である点に注意をする必要があります。
- 3) 経済法の範疇に含まれる法律の目的には、しばしば「国民経済」についての言及があり、これとの関連性が何らかのかたちで要求されます。その意味で「国民経済」への言及は経済法一般に認められる普遍的なものと言ってよいのかもしれない。しかし、この目的を達成するために採用される具体的手段は個別の法律ごとに異なっています。ここでは、個々の法律において一義的な目的として具体的に示されている手段を「固有の目的」と呼んでいます。
- 4) 米国反トラスト法には、州際取引及び対外取引に影響を及ぼす行為に適用される連邦反トラスト法と州内の行為に適用される州の反トラスト法があります。なお、一般に反トラスト法といえば、連邦反トラスト法のことを指し、これはシャーマン法、クレイトン法及び連邦取引委員会法の三つの法律によって構成されます。
- 5) ドイツの競争制限防止法は、連合国防務司令部の強い意向を反映したかたちで制定されたわが国の独占禁止法とは異なり、連合国による占領終了後の1957年、長い論争の末、およそ10年の遅れで制定されました。
- 6) 欧州共同体を設立する条約（EC条約）は一般に「ローマ条約」と呼ばれます。ここでは共同体の行うべき基本的な措置として共同市場における競争をその歪曲から守る制度の構築を定め、このことを明白にすると同時に、81条以下に共同市場の競争秩序を擁護する制度を設けています。
- 7) なお、独占禁止法や事業法など経済法に言う「競争」とは別に、わが国においては「不正競争」という概念の下、数多くの判例の積み重ねを見る不正競争防止法が存在します。後に述べるように、この両者は複線的なかたちで発展し、し

かも一方の発展は他方のそれを考慮してこなかったという経緯があり、こうした事情は多くの国において見られます（たとえば、ドイツの状況につき、ヴォルフガング＝フィケンチャー『競争と産業上の権利保護』（六法出版社、1980年）31頁）。

- 8) 福澤諭吉『福翁自伝』（福澤諭吉著作集第12巻・所収）（慶應義塾大学出版会、2003年）229-239頁。
- 9) 確かに、刑法96条の3第2項には談合罪の定めがあるものの、近年に至るまで必ずしも積極的な適用が行われてきたわけではありませんでした。
- 10) 資本の自由化・貿易の自由化がこうした動きの背景にはありました。
- 11) 1960年代から繰り返される大型合併の最後の集大成とも言えるべき事例が、富士・八幡製鉄の合併でした（公正取引委員会昭和44年10月30日同意審決・審決集16巻46頁以下）。
- 12) 福澤諭吉『文明論の概略』（福澤諭吉著作集第4巻・所収）（慶應義塾大学出版会、2002年）10頁以下。
- 13) 価格メカニズムや競争原理の正当性を基礎付ける論拠としてしばしば資源配分の効率性が指摘されます。競争の促進を目的とする独占禁止法の目的もこれに帰するとする考え方が有力に主張されています。しかし、これは競争の、特に帰結主義的な一つの評価を示唆するのみで、競争に内在する価値やそれが自由という普遍的な価値との結びつきを看過しがちで、認めることができません。競争が人々の信認を獲得し得たのは、人間の普遍的な価値との共鳴があったからだと考えられます。
- 14) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」〔平成19年9月28日公正取引委員会〕第2-2-(3)なお書参照。

- 15) 旧不正競争防止法が制定された昭和9年当時は、「不正競争」という言葉よりも、商法のいくつかの規定と関連性ないし親和性を有していた「不正競争」の概念の方が身近な概念だったのかも知れません。なお、わが国においては、競争と競争が文言上区別されており、一見して両概念の相違が明らかとなっておりますが、米国やドイツの場合においては、それぞれcompetitionないしWettbewerbといった同一の用語が当てられている点は、興味深いところです（この両者が複線的な展開を見せてきた経緯については、前掲注7）ですすでに指摘しておきました）。
- 16) 最近話題になったところでは、局地的なタクシーの「過当競争」に対し、道路運送法8条（緊急調整区域）の指定が問題となりました。なお、同法では、需給調整や参入規制のみならず料金規制も認められています（料金規制に関する同法9条6項3号及び9条の3第2項3号には、「不当な競争」の要件が見える）。
- 17) 不況カルテル・合理化カルテルのことを指していますが、これらは昭和28年の独占禁止法改正によって導入され、平成11年の改正によって廃止されています。

参考文献

- ・ヴォルフガング＝フィケンチャー（丹宗昭信監訳）『競争と産業上の権利保護—西ドイツ競争制限禁止法の工業所有権法・不正競争防止法との関係についての考察』（六法出版社、1980年）
- ・正田彬編著『アメリカ・EU独占禁止法と国際比較』（三省堂、1996年）
- ・福澤諭吉『文明論の概略』（福澤諭吉著作集第4巻・所収）（慶應義塾大学出版会、2002年）
- ・福澤諭吉『福翁自伝』（福澤諭吉著作集第12巻・所収）（慶應義塾大学出版会、2003年）

（原稿受領日 2009年4月30日）